
4 復旧対策

【1】被災者の生活・住宅再建支援、中小企業支援

(1) 被災者生活再建支援法の適用

9月16日に、特に住家被害が甚大であった2市町（熊野市、紀宝町）に被災者生活再建支援法の適用を決定（9月2日より適用）し、被災者の生活基盤の安定化を図ることとしました。

(2) 三重県被災者生活再建支援制度の創設

被災者生活再建支援法が熊野市、紀宝町以外の市町には適用されないこと、また、被災者生活再建支援法が適用されない半壊や床上浸水の被害が多数発生していることから、住家被害（全壊、解体（半壊・敷地被害）、大規模半壊、半壊、床上浸水）が生じた県内の市町すべてを対象に、市町が実施する被災者の生活再建支援に要する経費の一部を県が補助する制度を創設しました。

(3) 被災者住宅復興資金貸付金利子補給制度の拡充

被災者の住宅再建を円滑に行うことを目的として、被災者が住宅復興のために借り入れた資金に対し、市町が行う利子補給事業に要する経費（の一部）を県が補助する制度を拡充しました（今回の台風被害を補助対象に位置づけ）。

(4) 市町の地域力支援資金貸付金の拡充

三重県被災者生活再建支援制度等に基づく市町負担分に対して、市町の地域力支援資金貸付金制度を拡充しました。

(5) 被災中小企業者を対象とした「台風12号関連災害復旧資金」の創設等

県単融資制度において、災害救助法が適用された熊野市、御浜町、紀宝町に事業所を有する被災中小企業を対象に、既存融資の返済条件の緩和措置を講じました。

また、災害関係保証及びセーフティネット保証（4号）の指定地域（熊野市、御浜町、紀宝町）における被災中小企業者を対象に、復旧に必要な運転資金、設備資金を借り入れられる「台風12号関連災害復旧資金」を創設しました。

さらに、同資金の対象外地域については、既存の「リフレッシュ資金」において、保証料率を引き下げるとともに、限度額の引き上げや返済期間の延長などの優遇措置を追加しました。

(6) 災害弔慰金の支給等に関する法律に基づく支援

① 災害弔慰金

市町が災害により亡くなられた方の遺族に支給する災害弔慰金の一部を負担しました。

② 災害援護資金の貸付

災害により、負傷又は住居、家財に被害を受けた方に、災害援護資金の融資を行う市町に対して、その原資の貸付を行いました。

(7) 県税、入学選抜手数料、健康福祉関係貸付等及び警察関係手数料の減免措置

被災者に対する県税、高等学校入学選抜手数料、健康福祉関係貸付等及び警察関係等各種手数料の減免措置を講じました。

(8) ボランティアバス運行の支援

「みえ災害ボランティア支援センター」が実施する、被災地へのボランティアバスの運行に要する経費に対して支援を行いました。

【2】 農林漁業の復旧支援

(1) 台風12号被災地域農業再生の緊急支援

甚大な被害を受けた地域において、集落営農組織や生産者組織が行う農業用施設・機械の復旧・再整備に対して補助する緊急支援を行いました。

(2) 農業共同利用施設災害復旧事業

被災したライスセンター等の農業共同利用施設の復旧に対して補助を行いました。

(3) 紀南かんきつ産地復旧の緊急支援

冠水等罹災したみかん園地での褐色腐敗病を防ぐため、薬剤散布に対して補助する緊急支援を行いました。

(4) 侵入防止柵復旧再生緊急対策の実施

甚大な被害を受けた地域において倒壊・損傷した獣害対策用侵入防止柵の復旧に対して補助を行いました。

(5) 農林漁業セーフティネット資金への利子助成の実施

台風12号による被害を受け、農業経営の維持安定が困難となった農業者が、

日本政策金融公庫の農林漁業セーフティネット資金を借り入れる際に利子助成を行いました。

(6) 漁業近代化資金の融通

東日本大震災による津波で被害を受け、再度台風12号で被害を受けた漁業者等を対象に、利子補給の上乗せ及び償還期間の延長など融資条件の緩和を行いました。

【3】 社会基盤の早期復旧

(1) 道路・河川・砂防施設等の復旧等（公共）

被災した道路・河川・砂防施設等の復旧及び道路啓開・土砂撤去等、再度災害を防止するための施設の新設や改良復旧を行っています。

(2) 農林水産施設の復旧

① 農地、農業施設の災害復旧（公共）

被災した農地及び農道・水路等施設の復旧のため、市町等が行う復旧工事に対して補助を行っています。

② 治山・林道施設、林地荒廃防止施設の復旧（公共）

被災した林道・林地荒廃防止施設の復旧、山地の緊急復旧整備を行っています。

③ 漁業施設の復旧（公共）

被災した漁港施設の復旧工事並びに漂着流木の処理を行っています。

④ 農業共同利用施設の復旧

被災したライスセンター等農業共同利用施設の復旧に対して補助を行っています。

(3) 社会福祉施設・保健衛生施設・医療施設の復旧

被災した社会福祉施設、保健衛生施設及び医療施設の復旧に対して補助を行っています。

(4) 県有施設等の復旧

① 自然公園等施設災害の復旧

被災した「飛雪ノ滝野営場」（紀宝町）等の復旧を行っています。

② 県立学校施設災害の復旧

被災した県立学校施設の復旧を行っています。

③ 警察施設災害、交通安全施設の復旧

被災した警察官駐在所等の復旧、交通信号機の復旧修繕を行っています。

④ 熊野保健福祉事務所の復旧

被災した熊野保健福祉事務所の泥除去、床修繕等の復旧を行いました。

【4】 激甚災害の指定

国民経済に著しい影響を及ぼし、かつ、当該災害による地方財政の負担を緩和し、又は被災者に対する特別の助成を行うことが特に必要と認められる災害が発生した場合には、中央防災会議が定める基準に基づき、当該災害を政令で「激甚災害」に指定し、災害復旧事業に対する国の補助率のかさ上げ等、特別な助成措置を講じ、地方公共団体や被災者の負担軽減がなされています。

平成23年8月29日から9月7日にかけての台風第12号とこれから変わった温帯低気圧により、本県をはじめ全国各地に甚大な被害がもたらされたため、当該災害が「激甚災害」として指定されました。

○ 激甚災害（本激）の指定と適用措置

全国を対象として、次の措置が適用されました。

- (1) 公共土木施設災害復旧事業等に関する特別の財政援助
- (2) 農地等の災害復旧事業等に係る補助の特別措置
- (3) 農林水産業共同利用施設災害復旧事業費の補助の特例
- (4) 公立社会教育施設災害復旧事業に対する補助
- (5) 私立学校施設災害復旧事業に対する補助
- (6) 市町村が施行する感染症予防事業に関する負担の特例
- (7) 小災害債に係る元利償還金の基準財政需要額への算入等

○ 激甚災害（局激）の指定と適用措置

三重県熊野市、南牟婁郡紀宝町を対象として、次の措置が適用されました。

- (1) 中小企業信用保険法による災害関係保証の特例
- (2) 小規模企業者等設備導入資金助成法による貸付金の償還期間等の特例

【5】 義援金の受付・配分状況

三重県では、関係団体と協力して「台風12号三重県災害義援金募集推進委員会」を設置し、平成23年9月12日から災害義援金の募集を開始しました。多くの方々からのご支援の結果、145,021,890円の義援金を受け付けました。

災害義援金の配分については、10月25日に開催した第1回配分委員会において第1次配分額を決定し、また、12月19日に開催した第2回配分委員会において第2次配分額を決定し、それぞれ市町を通じて被災された方々に配分しました。

なお、配分に当たって生じた残余额については、災害救助法の適用を受けた熊野市、御浜町、紀宝町に枠配分として配付しました。

(第一次配分額)

人的被害	死亡・行方不明	10万円
	重傷	5万円
住家被害	全壊	10万円
	半壊	5万円

(第二次配分額)

人的被害	死亡・行方不明	9万円
	重傷	4万5千円
住家被害	全壊	9万円
	半壊	4万5千円
	床上浸水	3万8千円

〔台風12号三重県災害義援金募集推進委員会〕

- ・日本赤十字社三重県支部
- ・三重県共同募金会
- ・三重県社会福祉協議会
- ・日本放送協会津放送局
- ・三重テレビ放送
- ・三重エフエム放送
- ・三重県

〔台風12号三重県災害義援金配分委員会〕

- ・上記の台風12号三重県災害義援金募集推進委員会の構成団体に、三重県市長会、三重県町村会を加えた団体で構成。

【6】 国への提言活動

被災者への支援や災害復旧を迅速かつ円滑に行うため、平成23年9月9日に野田内閣総理大臣が被災地調査に来県した際、激甚災害の早期指定や台風第12号による災害に対する復旧復興費用を平成23年度第3次補正予算の対象としていただくことなどを要請しました。

また、9月21日に、関係省庁（総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省）に対する提言活動を実施するとともに、10月20日には国土交通大臣等に対して、公共土木施設に係る災害復旧等の支援や大規模災害に備えた社会資本整備の強力な推進などの提言活動を実施しました。

さらに、11月15日から17日にかけて、平成24年度国の予算編成等に関する提言活動において、相野谷川を含む熊野川の総合的な治水対策や災害に強い森林づくりに対する財源の安定的な確保、大規模災害に備えた紀伊半島の幹線道路網の整備などの提言活動を実施しました。



平成23年10月20日前田国土交通大臣に対する提言活動

【7】 国と三県による合同対策会議

平成23年10月31日に大阪市において、台風第12号による紀伊半島南部の災害の復旧・復興に関する国・三県合同対策会議（国土交通省、農林水産省、内閣府、総務省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、環境省、三重県、奈良県、和歌山県で構成）が開催され、甚大な被害を受けた三県が各関係省庁と意見交換及び、災害名称の統一、大規模災害に備えた紀伊半島アンカールートの早期確保、熊野川の総合的な治水対策、観光地・文化財被害の早期復旧・復興と風評被害の防止支援等、復旧・復興に向けての共同提案を行いました。

また、平成24年1月17日に第2回紀伊半島大水害復旧・復興に関する国・三県合同対策会議において、「インフラ整備に係る早期事業着手」、「被災中小企業への支援」及び「水道施設復旧に係る支援」等について、国に提案しました。

【8】 三重県紀伊半島大水害復旧・復興連絡会議

三重県災害対策本部の廃止後、紀伊半島大水害による被災地域の早期の復旧・復興及び地域の特色を活かした強い地域作りの推進するため、平成23年12月22日付けで、知事を本部長とする「三重県紀伊半島大水害復旧・復興連絡会議」を設置しました。被害を受けた道路、河川などの公共土木施設や農地、農業用施設などの復旧、観光客呼び戻しのための風評被害対策などについて、全庁的に取り組んでいます。



第1回三重県紀伊半島大水害復旧・復興連絡会議の状況

